



2024年5月15日

各位

会社名 株式会社アクセスグループ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 木村 勇也
(コード番号：7042 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 常務取締役 財務企画部長 保谷 尚寛
TEL. 03-5413-3001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月26日開催予定の第35期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

| 現行定款 | 変更案 |
|--|------------------------------------|
| 第2章 株式 (自己株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第8条～第34条 (条文省略) | 第2章 株式 (削除) 第7条～第33条 (現行どおり) |

| | |
|--|---|
| 第7章 計算 | 第7章 計算 |
| <p><u>第35条</u> (条文省略) (新設)</p> | <p><u>第34条</u> (現行どおり) (<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> |
| <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(配当金の排斥期間)</p> <p><u>第37条</u> <u>期末配当金</u>が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 (条文省略)</p> | <p><u>第35条</u> <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の排斥期間)</p> <p><u>第37条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日(水)

定款変更の効力発生日 2024年6月26日(水)